

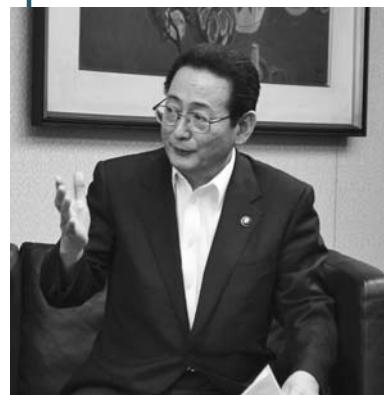


第三者調査委員会を設置し、再発防止を

昨年10月、上尾市西貝塚環境センターの入札に関する贈収賄事件により、市長と議長が逮捕されました。再発防止のため、県知事時代に徹底した情報公開や行政評価制度の導入など前例に捉われない県庁改革を行った、元三重県知事の北川氏からアドバイスをいただきました。

*対談は5月16日に行われました。

上尾市長
はたけ やま みのる
畠山 稔



目に見える対応を～



市長 本日はお忙しいところありがとうございます。

早速ですが、北川先生は大学を出て5年目の28歳で三重県議会議員になりました。その後、衆議院議員を経て三重県知事になられていますが、知事を目指された背景はどのようなものだったのですか。

北川 私が知事になったのは、地方分権推進法が成立し施行された平成7年のことです。この年、前知事が病気で退任されました。私は、国會議員として地方分権推進法の成立の責任の一部を担っておりましたので、現場で仕事をしてみたいと思い、知事に立候補しました。

市長 今回、上尾市では市長と議長が同時に逮捕されるという事件が発生しました。北川先生から将来に向けたご提言をいただけますか。

北川 執行機関と議決機関のトップが同時に逮捕されるということは、大変な出来事です。これは何が何でも、このピンチをチャンスに変えて乗り切らないといけないと想いますね。体制を立て直すという意味で市長になられたわけですから、執行部も議会もきっちりとした対応を目に見える形で示してほしいですね。例えば情報公開条例を見直す、政治倫理条例を作る、あるいは□利きあっせ

ん禁止条例的なものが議会からも出てくる、それくらいの断固たる取り組みを、この機を逃さず断行していただきたいと思います。

市長 今回、私は市長選挙の公約として第三者調査委員会の設置を掲げました。5月下旬には弁護士や大学教授、公認会計士など5人の外部委員からなる委員会を設置する予定です。再発防止に向けた提言をいただこうとともに、一度と同様なことを繰り返さないための組織風土を作り、再発防止に努めたいと考えています。

北川 いいですね。せっかくの機会ですから、執行部は自治基本条例を作り、議会の方は議会基本条例などを作りながら、市民と一体となつた上尾市役所ができることを期待しています。

市長 それから談合についての未然防止や早期発見するためのチェック体制というのを作りたいと考えていますが、北川先生のお考えをお聞かせください。

北川 一つは、とにかく情報公開ですね。公的立場の方には公的責任、道義的責任があります。もう一つ、決定的に大事だと思うのは説明責任です。市民に対する説明責任が確保



早稲田大学 名誉教授
きたがわ まさやす
北川 正恭

市民と一緒にいた 上尾市役所を

1944年生まれ。1972年三重県議会議員当選、1983年衆議院議員当選、1995年三重県知事当選。「生活者起点」を掲げ、ゼロベースで事業を評価し、改革を進める「事業評価システム」や情報公開を積極的に進め、地方分権の旗手として活動。達成目標、手段、財源を住民に約束する「マニフェスト」を提言、2期務め、2003年4月退任。現在、早稲田大学名誉教授、同マニフェスト研究所顧問。



上尾市西貝塚環境センターの 入札に関する第三者調査委員会

秘書政策課 ☎775-3849・㈹775-9861



5月24日、「西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会」が発足しました。委員は、吉澤俊一弁護士を委員長とした学識経験者など5人で構成され、この日は運営方針やスケジュールなどが決定されました。委員会は、来年2月までにこの日を含め計7回実施する予定で、調査報告書をまとめ、市長に再発防止策などを提言する予定です。

市長 分かりました。最後に、職員からもっと意見を引き出すために、何かいい方法はありますか。

北川 ありがとうございます。私は三重県庁で体感しました。職員が固定観念に縛られることがないよう、対話を重視していきたいと思います。本日は貴重なお話、大変

北川 事件の後、市長になつたわけですから、事実関係からどのように市政を立て直すのか、今までの管理型から経営型の行政に変えること、4年のサイクルでPDCAサイクルを回すことこそ市長の責務ではないでしょうか。「上尾市すぐじゅね」と言われるような街づくりを目指していください。

北川 私がずっと申し上げてきたことは、みんな固定観念があるということです。「上尾市役所はこんなもんだとかね。「こんなもんだ」と思えていません。

市長 そうですね。私も大切だと考えています。

北川 事件の後、市長になつたわけですから、事実関係からどのように市政を立て直すのか、今までの管理型から経営型の行政に変えること、4年のサイクルでPDCAサイクルを回すことこそ市長の責務ではないでしょうか。「上尾市すぐじゅね」と言われるような街づくりを目指していください。

北川 私がずっと申し上げてきたことは、みんな固定観念があるということです。「上尾市役所はこんなもんだとかね。「こんなもんだ」と思えていません。

市長 大変参考になります。私も、職員が固定観念に縛られることがないよう、対話を重視していきたいと思います。本日は貴重なお話、大変

※PDCAサイクル／一連の業務を行う上で計画(Plan)を立てて実行(Do)し、結果を評価(Check)後、改善(Act)して次のステップへと繋げていく過程。

特定健診、後期高齢者健診の受診

保険年金課(特定健診) **TEL** 782-6494
(後期高齢者健診) **TEL** 775-5125
FAX 775-9827

平成30年度の特定健診、後期高齢者健診の実施期間は、10月31日(水)までです。期間の終了間際は、医療機関の混雑が予想されるので、早めに受診しましょう。受診には、受診券が必要です。受診券を紛失した人は再交付できますので、保険年金課(特定健診／管理担当、後期高齢者健診／高齢者医療担当)に問い合わせてください。※平成30年度から上尾ふじなみ診療所でも受診できます。

特定保健指導の利用

保険年金課 **TEL** 782-6494
FAX 775-9827

福島県、岩手県、宮城県の一部市町村では、東日本大震災により住民票を異動しないで他地域に避難している人も、避難先で特定健診・後期高齢者健診を受けることができます。**■特定健診・保健指導 国民健康保険に加入していて、次の市町村から住民票を異動しないで避難している人／(福島県)福島市、二本松市、会津若松市、相馬市、南相馬市、伊達市、川俣町、広野町、楢葉町、大熊町、双葉町、川内村 (岩手県)盛岡市、大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、大槌町、山田町、九戸村 (宮城県)仙台市、石巻市、気仙沼市、女川町**

後期高齢者健診 後期高齢者医療制度に加入していて、次の市町村から住民票を異動しないで避難している人／(福島県)会津若松市、白河市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、川俣町、下郷町、棚倉町、大熊町、三春町、広野町、楢葉町、大槌町、双葉町、新地町、川内村 ※岩手県、

東日本大震災で他地域に避難している人への特定健診・後期高齢者健診

保険年金課(特定健診) **TEL** 782-6494
(後期高齢者健診) **TEL** 775-5125
FAX 775-9827

宮城県の対象市町村は、特定健診・保健指導と同様です。【受診期間】平成31年3月31日(日)まで 【検査内容】特定健診などの基本項目に沿った身体測定、血圧、尿検査他 ※医師が必要と認めた場合は、健診項目を追加して実施します。市町村で独自に追加する検査項目やがん検診などは除きます。■①避難元市町村に連絡をする②避難元市町村から「受診券」「実施医療機関一覧」「昨年度の健診結果」(昨年受けた人だけ)が送付される③健診機関に予約する■受診券、昨年度の健診結果、保険証

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

保険年金課 **TEL** 775-5137
FAX 775-9827

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」、保険料の納付が猶豫になる「納付猶予制度」を利用してください。

■保険料免除制度

■次の①～⑦のいずれかに該当する人学生を除く①本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下②天災や失業などにより納付が著しく困難③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている④地方税法上の障害者または寡婦(夫)で、前年の所得が一定額以下⑤東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被災者⑥特別障害給付金を受けている⑦矯正施設に入所している

■承認の効果

①承認期間は老齢基礎年金の受給に必要な期間に含まれる②障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる③年金額に一部反映される※保険料の一部を免除された場合、免除後の保険料を納付しない月は未納期間となります。納付猶予制度は、年金額へ反映されません。【申請で

きる期間】申請日の2年1カ月前から2019年6月分まで ※納付猶予制度を申請する30歳以上50歳未満の人は、2016年7月分から申請できます。■マイナンバーカード(または通知カードと自動車運転免許証などの本人確認ができる物)、年金手帳、印鑑(認め印可)、雇用保険の受給資格者証や離職票の写し(申

市長通信 漢く! あげお

地域とともにある学校 ～コミュニティ・スクール～

都市化の進行や価値観の多様化などにより、昔は当たり前だった「地域で子どもを育てる」という考え方方が希薄になっていると感じています。また、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化しており、子どもたちの健やかな成長のためには、学校はもちろん家庭や地域社会も総掛かりで連携していく体制が必要です。

こういった課題に対応するために、「コミュニティ・スクール」という仕組みがあります。地域住民、保護者、教職員などで構成される「学校運営協議会」を設置した学校のことで、学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べる役割を担っています。



第1回上尾中学校運営協議会



上尾中学校を訪問

市では、この4月から上尾小学校、東町小学校、上尾中学校の3校がコミュニティ・スクールとなりました。早速4月には、それぞれの学校で「第1回学校運営協議会」が開催され、参加した委員からは、「子どもたちの夢を広げられるような活動をしていきたい」などといった、意見が出されたと聞いています。

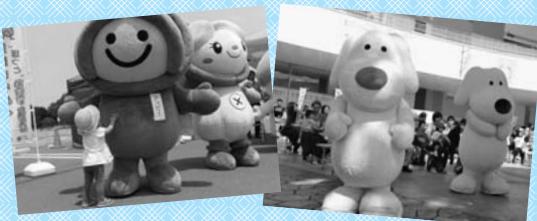
学校教育において、地域との連携・協働体制が継続的に確立していくことはとても重要なことだと思います。今後、市内の全小・中学校に、この取り組みが広がっていくことを期待しています。

市長 畠山 総

家族みんなで遊びに来てね アッピーファミリー ふれあいイベント

広報広聴課 ☎775-4918・㈹776-8873

アリオ上尾にアッピーファミリー(アッピー、まゆみちゃん、あゆみ)がやって来ます。アリオのキャラクター(アリとリオ)も一緒に登場して、館内の練り歩きや記念撮影を行います。家族みんなで会いに来て、夏の思い出をたくさん作りましょう。 ㈰7月15日㈰
①11時～②13時30分～ 所アリオ上尾(壱丁目367)



請理由が失業の場合だけ) [追納]
承認期間の保険料は10年までかかるので、
ばつて納付が可能 ※3年度目を経過した期間の追納には加算金が付きます。
申直接、保険年金課か各支所・出張所へ ※継続審査の対象者でない人は、毎年申請が必要です。

『あげおくらしのガイド』の 広告主を募集

広報広聴課

㈹775-4918
㈹776-8873

市では、市役所の窓口業務や各種手続きなどの行政情報を掲載した平成30年度版『あげおくらしのガイド』を作成しています。これは、民間企

業者と協働で発行するもので、紙面に企業などの広告を掲載することで、市は財政負担を伴いません。『あげおくらしのガイド』に掲載する広告を募るため、市と協働で事業に取り組む株サイネットスが市内の商店や事業所を訪問します。広告の掲載を希望するときは、直接、同社に問い合わせてください。

㈹643-7120・㈹643-7123に

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」
申込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

定定員 持持ち物



国民健康保険加入者の 限度額適用認定証の申請

保険年金課(給付)

TEL 782-6481
FAX 775-9827

月ごとの医療費（差額ベッド代などの自費負担額を除く）の額が自己負担限度額を超えた場合に、「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関での支払いが限度額までとなります。※限度額は、世帯の所得状況に応じて異なります。
対 国民健康保険加入者のうち次の①②のいずれかの人（①70歳未満②70歳以上で、住民税非課税世帯と現役並みⅠ・Ⅱ区分（現役並みⅢと一般区分の人は保険証兼高齢受給者証が認定証と同様の効力をを持つため、申請不要）※認定証を持ついない人で必要な人は、事前に保険年金課で交付申請をしてください。※既に認定証を持つている人の認定証の有効期限は7月31日（火）です。更新手続きは、7月2日（月）から受け付けます。
申込 来庁
 者の本人確認ができる物、世帯主と本人のマイナンバーが分かる物を用意して保険年金課へ
 ※国民健康保険税を滞納していると交付できません。別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。支所・出張所で申請・交付はできません。

高額療養費・高額介護合算療養費制度の見直し

保険年金課(給付) TEL 782-6481
(高齢者医療) TEL 775-5125・FAX 775-9827

高額療養費は、同じ診療月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が払い戻されます。

高額介護合算療養費は、同じ世帯の被保険者が1年間（8月1日～翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が払い戻されます。

これらの制度は、世代間の負担の公平性や負担能力に応じた負担の観点から見直しが行われ、8月から下表のとおりに変わります。

対 70歳以上の国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者

【高額療養費の見直し】

〈現行〉

区分	外来(個人)	入院+外来(世帯合算)
現役並み	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)※1
一般	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円)※1
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

〈平成30年8月以降〉

区分	外来(個人)	入院+外来(世帯合算)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (140,100円)※1
現役並みⅡ※2 課税所得380万円以上 690万円未満		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (93,000円)※1
現役並みⅠ※2 課税所得145万円以上 380万円未満		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (44,400円)※1
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (44,400円)※1
低所得者Ⅱ※3	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※3		15,000円

【高額介護合算療養費の見直し】

区分	現行	平成30年8月以降
現役並み	67万円	課税所得690万円以上 690万円未満
一般	56万円	課税所得380万円以上 380万円未満
低所得者Ⅱ	31万円	課税所得145万円以上 145万円未満
低所得者Ⅰ	19万円	課税所得60万円以上 60万円未満

- 一般…現役並み、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当しない人
- 低所得者Ⅱ…同じ世帯の全員が住民税非課税の人
- 低所得者Ⅰ…同じ世帯の全員が住民税非課税であって、その全員の所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）である世帯の人

※1 多数該当（過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合に4回目以降該当）の場合です。

※2 現役並みⅡ・Ⅰの被保険者で、限度額適用認定証が必要な人は申請してください。
 後期高齢者医療保険加入者は、初回だけ申請が必要です。

※3 低所得者Ⅱ・Ⅰの被保険者で、限度額適用・標準負担額認定証が必要な人は申請してください。
 後期高齢者医療保険加入者で、過去に申請をしている人は申請不要です。

後期高齢者医療制度

保険年金課(高齢者医療)

TEL775-5125・FAX775-9827

限度額認定証の申請

後期高齢者医療保険加入者で住民税非課税世帯の人、または現役並み所得世帯(負担割合が3割負担)のうち現役並みⅠ・Ⅱ(課税所得145万円以上690万円未満)の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(限度額認定証)が申請できます。医療機関窓口で限度額認定証を提示することで、入院した時の支払いが減額されます。※限度額については、12ページの「高額療養費・高額介護合算療養費制度の見直し」をご覧ください。※差額室料などの保険外診療は別途、負担が必要です。※現役並み所得世帯の人は8月適用分から申請できます。申被保険者本人のマイナンバーが分かる物と本人確認ができる物(顔写真のある物は1点、ない物は2点以上)を用意して直接、保険年金課へ※事前に電話で発行可能か確認できます。

■更新手続き

限度額認定証は、毎年8月1日に更新されます。すでに発行され、交付要件を満たす人には新しい限度額認定証を7月下旬に郵送します。※所得未申告の人がいる世帯の場合は、自動更新されませんので、注意してください。

新保険証を7月下旬に郵送

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は8月1日(水)に更新されるため、新しい保険証を7月下旬までに郵送します。有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

■負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。この割合は、8月1日現在の世帯状況と平成29年中の所得から算出する平成30年度の市・県民税課税標準額に応じて判定します(表1参照)。現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表2参照)。具体的な申請手続きについては、該当者へ個別に通知します。

【表1】自己負担の割合を判定する住民税課税所得の基準

住民税課税所得	自己負担の割合
145万円未満 (同じ世帯の被保険者全員が145万円未満)	1割
145万円以上 (同じ世帯の被保険者全員が145万円以上)	3割 (現役並み所得者)

※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得で判定します。

【表2】後期高齢者医療制度・自己負担の割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	自己負担の割合
被保険者が2人以上	被保険者の収入額合計が520万円未満	
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70~74歳の人がいる)	他の世帯員 (70~74歳の人)を含めた収入額合計が520万円未満	1割

保険料率の改定

後期高齢者医療保険料の保険料率は、2年ごとに決定します。平成30・31年度の埼玉県の新しい保険料率が決まりました(表3参照)。年間保険料額の上限は62万円に変更となります(平成29年度までの上限額は57万円)。平成30年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は、7月中旬に郵送します。

保険料は、全ての被保険者にかかります。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額(賦課のもととなる所得金額×所得割率)」との合計で計算します。均等割額と所得割率は、県内均一です。

【表3】保険料率の比較

区分	平成28・29年度	平成30・31年度
均等割額	42,070円 (年間)	41,700円 (年間)
所得割率	8.34%	7.86%

後期高齢者医療保険料 軽減措置の見直し

後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として行われてきた、所得割額軽減措置と元被扶養者の均等割額軽減措置が平成30年度から一部変更されます。

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下(年金收入だけの場合211万円以下)の人に対する所得割額の軽減措置が廃止されます(表4参照)。また、後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合他)の被扶養者であった人に対する均等割額の軽減措置が段階的に縮小・廃止されます(表5参照)。なお、所得割額は、引き続きかかりません。

【表4】所得割額軽減措置の変更

平成29年度まで	平成30年度
2割軽減	軽減なし

【表5】元被扶養者の均等割額軽減措置の変更

平成29年度まで	平成30年度	平成31年度以降
7割軽減	5割軽減	加入後、2年を経過する月までは5割軽減(その後は軽減なし)



65歳以上の人における 介護保険料納入通知書を郵送

高齢介護課 ☎775-5127
㈹776-8872

65歳以上(第1号被保険者)の人に「介護保険料納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。

介護保険料の納め方は、特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書または口座振替)があり、年額18万円以上の年金(老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金など)を受給している人は、原則として年金天引きとなります。※具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。納付で困ったときは、高齢介護課へ相談してください。なお、40~64歳の人(第2号被保険者)は加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっています。詳しくは下表を参照してください。



【表】介護保険料の納付方法

第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40~64歳)
納付書・口座振替・年金天引きによる納付	健康保険料と一緒に納付

※第1号被保険者の保険料は高齢介護課へ、第2号被保険者の保険料は加入している健康保険組合へ、それぞれ直接、問い合わせてください。



■介護保険料Q & A

Q 保険料は、なぜ納めなければならないのですか?

A 介護保険制度では、40歳以上の全ての人が保険料を納めることになっています。皆さんが負担する保険料は、介護保険事業を運営する大切な財源です。介護が必要となったときに安心してサービスを利用するためにも、保険料の納付は大切です。保険料を滞納するとサービス利用時に、給付を制限することがありますので注意してください。

Q 介護保険料はどのように決定されるのですか?

A 介護保険料は、前年の本人の所得や世帯の市民税課税状況により決定します。
※詳しくは、介護保険料納入通知書または同封のしおりをご覧ください。

Q 年度の途中で保険料が上がる(下がる)のはなぜですか?

A 年金天引きの場合、年6回(偶数月)の納付ですが、当該年度の介護保険料額(年額)の決定が7月のため、原則として前半の3回(4・6・8月)は前年度の2月と同額が「仮徴収額」となります。7月に介護保険料額(年額)が決定した後、納付済みの「仮徴収額」を差し引いた、残りの介護保険料額を後半の3回(10・12月・翌年2月)もしくは4回(8・10・12・翌年2月)で調整します。そのため、前年度と比べて介護保険料額(年額)が変更となった人や前年度の6月または8月から年金天引きが開始された人などは、前半と後半の年金天引き額が異なる場合があります。

Q 年金天引きされていますが、口座振替に変更するにはどうすればいいですか?

A 介護保険料が年金天引きとなっている人は、口座振替に変更することはできません。国民健康保険税や後期高齢者医療保険料とは異なり、変更できませんので注意してください。

メールマガジンのご利用を

市では、防災・子育てなどさまざまな生活情報を、メールマガジンで随時配信しています。登録は市ホームページから行えます。配信情報は下表のとおりです。※内容によっては、配信が深夜になる場合もあります。



広報広聴課 ☎775-4918・㈹776-8873

ジャンル	配信内容
安心・安全メール	不審者情報、悪質商法に関する緊急情報、全般的な防犯・防災情報他
防災無線情報	防災行政無線の放送内容
火災情報	市内の火災に関する情報

ジャンル	配信内容
あげお“ほっと”便	お知らせや市政の最新情報他
選挙情報	選挙に関する情報
子育てアップメール	子育て支援に関する情報 子どもの健康やイベントの情報他

紙おむつ給付事業 償還払いの開始

高齢介護課 **□775-5124**

□776-8872

紙おむつ給付対象者が、近くの店舗で紙おむつを購入後、所定の申請を行うことで、紙おむつ代を指定口座に振り込む「償還払い」の受け付けを8月分から開始します。これまで通り、市が指定する店舗での紙おむつ券の利用もできます。※詳しくは、高齢介護課へ問い合わせてください。

【対】市内に在住の65歳以上の要介護4・5の人で次の①②を満たす人①世帯の生計中心者の前年の所得に係る所得税が非課税②要介護高齢者が施設に入所していない、または医療機関に入院していない

申紙

（甲）紙おむつ申請書、紙おむつを購入したことが分かる領収書またはレシート、要介護高齢者の介護被保険者証を用意して、直接、高齢介護課へ※紙おむつ券の交付を受けたことのない人は、初めに紙おむつ券受給の申請が必要です。

介護保険負担割合証を郵送

高齢介護課 **□775-6473**

□776-8872

要支援・要介護認定を受けている

人に、8月以降の介護保険負担割合証（うぐいす色）を郵送します。介護保険サービス利用時の負担割合（8月から3割・2割・1割のいずれか）が記載されていますので、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）に必ず提示してください。

3割負担となる人／本人の合計所得

金額が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で340万円以上、65歳以上の人2人以上いる世帯で43万円以上

2割負担となる人／①②のいずれかに該当する人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上340万円未満、65歳以上の人2人以上いる世帯で34万円以上46万円未満②

本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、65歳以上の人2人以上いる世帯で34万円以上

1割負担となる人／3割・2割負担以外

市内に在住の65歳以上の要介護4・5の人で次の①②を満たす人①世帯の生計中心者の前年の所得に係る所得税が非課税②要介護高齢者が施設に入所していない、または医療機関に入院していない

申紙

（甲）紙おむつ申請書、紙おむつを購入したことが分かる領収書またはレシート、要介護高齢者の介護被保険者証を用意して、直接、高齢介護課へ※紙おむつ券の交付を受けたことのない人は、初めに紙おむつ券受給の申請が必要です。

介護保険負担限度額認定の申請

高齢介護課 **□775-6473**

□776-8872

介護保険負担限度額認定の対象となる人は、介護保険施設サービスと

短期入所サービスを利用する際、食費と住居費の負担が軽減されます。現在認定を受けている人は、7月31日火で有効期限が切れるため、引き続き認定を希望する人は、再度申請が必要です。※申請日を含む月の1日から適用となります。【対】次の

①～③の全てに該当する人①本人と世帯全員が住民税非課税②配偶者が本人と別世帯の場合、配偶者も住民税非課税③預貯金などが、単身の場合は1千万円以下、夫婦の場合は2千万円以下

申申請書（高齢介護課）にある）に必要事項を記入して、関係書類と一緒に直接、高齢介護課へ

※平成29年8月～平成30年5月に認定を受けている人には、7月上旬に案内通知と申請書を郵送します。

ガソリンなどの貯蔵・取り扱いにご注意を

予防課 **□775-1314**

□775-2230

建物所有者などは、消防法令を順守して建物の維持管理に十分注意してください。※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

建物所有者などは、消防法令を順守して建物の維持管理に十分注意してください。※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

違反対象物の公表制度の開始

予防課 **□775-1314**

□775-2230

市火災予防条例の改正により、4月1日から、重大な消防法令違反がある建物をホームページに公表する、「違反対象物の公表制度」を開始しました。

この制度は、ホテル・飲食店・物販売店・病院・社会福祉施設などが入居する建物を利用する人が、事前にその建物の危険性が高いかどうかを判断できるよう、消防が立ち入り検査の際に確認した重大な消防法令違反（建物に設置が義務付けられた屋内消火栓・スプリンクラー・自動火災報知設備が設置されていないもの）をインターネット上で公表するものです。

ガソリンは引火点が非常に低く、ライターや静電気などの小さな火源でも着火する危険物です。火災を防ぐため、ガソリンなどの危険物の貯蔵・取り扱いについては次のことに注意しましょう。ガソリンなどを入れる容器は消防法で定められた一定の強度を有するもの（金属製の携行缶他）を使用し、量は必要最小限とする／容器は火気から離れた日光の当たらない風通しの良い場所に保管する／漏れやあふれのないように注意を払い、容器の取扱説明書などに従つて適正な取り扱いをする／エンジン稼動中の発電機などへは給油しない

時とき

所ところ

内内容

対対象

費用・金額

定定員

持持ち物

※記載のないものは「無料」

問問い合わせ

子育てハッピー県営住宅の 入居者を募集

県住宅供給公社 **☎829-2875**
県住宅課 **☎830-5564**

若い子育て世帯を応援するため、
県営住宅に専用枠を設け、入居者を
募集します。募集案内(申込書)は市
子ども支援課、県住宅供給公社、県住
宅課(さいたま市浦和区高砂3-15-
1)で配布します。

夫婦ともに39
歳以下の世帯 ※子どもの有無は問
いません。ただし、収入などの各種
条件があります。**【入居予定日】**9
月23日(祝以降) 【入居期間】10年間
**申込書に必要事項を記入して、7
月21日(土)まで(当日消印有効)に郵送**
で県住宅供給公社(〒330-8516さ
いたま市浦和区仲町3-12-10)へ



市長へのはがき

市民の皆さんから市政について意
見や要望をいたぐため、市に対し
て感じていることや、望むことなど

広報広聴課 **☎775-4918**
Fax **776-8873**

を「市長へのはがき」でお聞かせくだ
さい。

昨年度は、391件の貴重な意見をい
ただきました。意見の内訳は、環境・

安全・みどり関係93件、教育・文
化・スポーツ関係67件、行政・窓

口接遇関係55件、健康・福祉・医療
関係48件、まちづくり・基盤整備関

係38件、保健・年金・税・証明関係
13件、産業・経済関係4件、救急・

消防関係4件、その他69件でした。

「市長へのはがき」は、市役所1階
総合案内、各支所・出張所、図書館、
市民体育館、コミュニティセンター、
イコス上尾などに設置しています。

市政相談委員制度

広報広聴課 **☎775-4918**
Fax **776-8873**

この制度は、市政相談委員が市政
に対する苦情に対し、公正・中立的
な立場で処理するものです。行政の
制度に問題がある場合は、市に改善
や是正を促します。

④市政に対する
苦情(原因となつた事実があつた
日から1年以内のものに限る)で、直
接利害関係がある人 申市役所、各
支所・出張所、主な公共施設にある
「苦情申立書」に記入して、直接また
は郵送で広報広聴課(〒362-8501
本町3-1-1)か各支所・出張所へ

子育て世帯による住宅取得などを応援

市子ども支援課 **☎783-4962** • **Fax 774-5342**
県住宅課 **☎830-5563** • **Fax 830-4888**

市と県では、子育て世帯を応援するため住宅取得などに関する費用に対して補助金を交付します。補助金の交付を受けるには一定の要件があります。詳しくは、市子ども支援課または県住宅課に問い合わせてください。

上尾市		埼玉県
子育て三世代同居・近居応援事業	事 業 名	多子世帯向け住宅取得等支援制度
中学生以下の子どもを養育し、親世帯と同居または近居するため、平成30年4月以降に転入した子育て世帯(親世帯が転入する場合も可)	対 象	18歳未満の子どもが3人以上または2人(条件付き)の多子世帯
①住宅の取得またはリフォームに要した費用の1/5(上限10万円) ②中学生以下の子どもが2人の場合10万円、3人以上の場合は20万円を①に加算	補 助 金 額	①新築住宅取得(最大50万円) ②中古住宅取得かつリフォーム(最大50万円) ③中古住宅取得(最大40万円)
平成30年4月以降に所有権保存(移転)登記、またはリフォームに関する契約の締結を完了 ※リフォームの場合は世帯員の増加に伴い必要なもので、工事費用が500万円以上	補 助 対 象 住 宅	①戸建住宅の場合は敷地面積110平方メートル以上かつ床面積100平方メートル以上、マンションの場合は床面積80平方メートル以上または5室以上 ②③戸建住宅の場合は床面積100平方メートル以上、マンションの場合は床面積80平方メートル以上または5室以上
登記した日または転入日から6ヶ月以内	申 請 期 限	平成31年3月15日(金) ※予算額に達した時点で締め切ります。
子ども支援課 子育て包括・管理担当	担 当	県住宅課 総務・民間住宅担当

課(〒362-8501 本町3-1-1、**図**)

手数料・使用料等の適正化に関する基本方針(案)への意見を募集

行政経営課 **図**775-3963
図776-8873

平成28年度から5年間を計画期間

とする、第8次上尾市行政改革大綱・実施計画の取り組み項目の一つである「手数料・使用料等の見直し」について、料金の積算方法などを定めた方針を策定します。このたび、案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき、意見を募集します。

【方針(案)の公表・意見募集期間】7月1日(日)～22日(日)

【方針(案)・意見書の設置場所】行政経営課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。**対**市内に在住・在勤・在学の人

【意見書などの取り扱い】内容を検討し、改定の参考にする ※住所、氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。**【提出方法】**意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接か郵送(22日消印有効)またはファックス、メールで行政経営

550700@city.ageo.lg.jp)へ
電話では受け付けできません。

スズメバチ・アシナガバチの巣の駆除費用を補助

生活環境課 **図**775-6940
図775-9872

対スズメバチ・アシナガバチの巣がある専用住宅またはその敷地の所有者・管理者・居住者で、駆除業者に委託して巣を駆除した人 **【補助金額】**駆除に要した費用の2分の1の額で上限5千円(100円未満切り捨て)

【必要書類】(①巣の駆除に要した費用についての領収証の写し②駆除前の巣の写真③駆除後の巣の写真と巣があつた場所の写真④の写真を撮影した場所と同じ場所から撮影したものに限る)④巣の位置図 **申**交付申請書兼報告書(生活環境課にある市ホームページからダウンロードも可)に必要書類①～④を添えて直接、生活環境課へ

【花火は楽しく安全に】花火などの災害や事故が起こるなります。子供もだけで花火を楽しめない／風の強い時は花火をしない／燃えやすい物が付近になく、広い安全な場所を選ぶ／後始末用水バケツを用意する

**花火・火遊びによる
火災の防止**

花火は楽しく安全に
火災などの災害や事故が起こるなります。子供もだけで花火を楽しめない／風の強い時は花火をしない／燃えやすい物が付近になく、広い安全な場所を選ぶ／後始末用水バケツを用意する

予防課 **図**775-1314
図775-2230

【火遊びによる火災の防止】子どもの火遊びによる火災は、人に付かない場所で発生することが多く、発見が遅れると火災が大きくなることがあります。火遊びによる火災が起こらないよう、大人が次のように注意を払い、子どもの年齢に応じた指導をしましょう。子どもだけで火を取り扱わせない／火遊びをしているのを見掛けたら注意する／ライターなどを子どもの手の届く所に置かず、触らせない環境をつくる

ご利用ください 「声の広報あげお」

広報広聴課 **図**775-4918・**図**776-8873

「声の広報あげお」は、毎月1日に発行している『広報あげお』をカセットテープとCD(デイジー方式)に録音した物です。広報を読むことが困難な視覚障害がある人で、希望する人に無料で貸し出しています。申し込みは、隨時受け付けています。**対**市内に在住の視覚障害がある人 **申**直接または電話で広報広聴課へ

●CD(デイジー方式)とは

デジタル録音図書の国際基準で編集されており、目次や見出しから必要な情報が探せるなど情報検索に優れています。

●デイジー方式のCDを聞くには

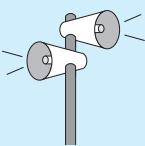
一般のCDプレーヤーでは再生できません。パソコンに専用ソフトを入れるか、デジタル録音図書再生機などが必要になります。※デジタル録音図書再生機は、日常生活用具の給付対象になっています。給付要件など、詳しくは障害福祉課(図775-5122)に問い合わせてください。

※市では、「声の議会だより」(毎年5・8・11・2月発行)、「声のデュエット(男女共同参画情報紙)」(毎年3月発行)の貸し出しも行っています。詳しくは、各担当課へ問い合わせてください。

声の議会だより 議事調査課 **図**775-9467・**図**776-2230
声のデュエット 人権男女共同参画課 **図**778-5111・**図**778-5112

時とき	所ところ	内内容	対対象	費費用・金額	※記載のないものは「無料」	定定員	持持ち物
甲申し込み	※記載のないものは「当日、直接会場へ」						

防災行政無線を用いた緊急情報の伝達訓練



危機管理防災課 ☎775-5140・㈹775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国一斉に行われます。 時8月29日(水)11時ごろ 内下表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内128カ所に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

【放送内容】

- ①「これは、Jアラートのテストです。」を3回
- ②「こちらは、防災あげおです。」

親子防災宿泊体験 参加者募集



危機管理防災課 ☎775-5140・㈹775-9927

夏休みのひととき、県の防災学習施設で地震や暴風を体験したり、「尾瀬の郷」片品村のキャンプ場で非常食体験や魚のつかみ取りなど豊かな自然を楽しんだりして、親子の絆を深めませんか。 時7月21日(土)・22日(日)(1泊2日) ㈲ほたか牧場キャンプ場(群馬県利根郡片品村花咲2797-2) 【行き先】県防災学習センター(鴻巣市袋30)、花の駅片品「花咲の湯」他 【交通手段】大型バス ㈲市内の小学1年生以上の子どもと親 大人(高校生以上)／6,600円、子ども／3,300円 定親子35人(先着順) 申込書(危機管理防災課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、7月9日(月)まで(必着)に、ファックスまたはメールで東武トップツアーズ(株)(㈹027-325-3201・㈹027-325-3913・㈹takuya_murakami@tobutoptours.co.jp)へ

多文化共生ボランティアの募集・講習会の開催

市民協働推進課 ☎775-4597・㈹775-0007・㈹s53000@city.ageo.lg.jp

2019ラグビーワールドカップや東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、訪日外国人のおもてなしや在住外国人との国際交流を支えるため、県では「多文化共生ボランティア登録システム」を運用しています。このシステムに登録を希望するボランティアを募集します。また、上尾市の登録者を対象に講習会を行います。

【ボランティアの登録】

①ボランティア情報使用許諾書(市民協働推進課にある)を直接、市民協働推進課へ ※講習会当日にもボランティアの登録ができます。

【講習会】

時7月21日(土)13時～ 所市役所7階大会議室 内多文化共生ボランティアの基礎、やさしい日本語セミナー ④多文化共生ボランティアに登録している人、新たに登録する人 定60人(先着順) 申氏名、電話番号を7月18日(水)までに電話かファックスまたはメールで市民協働推進課へ

多文化共生ボランティア登録システム (<https://www.saitama-i.volunteer.jp/>)

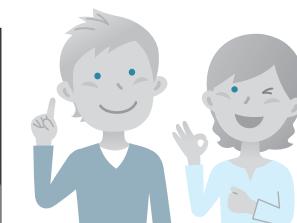
地域の多文化共生に力を発揮したい人と、ボランティアを必要とする人をつなぐ、インターネット上のシステムです。



登録システムトップページのイメージ

一般利用者の使い方 ～イベントの検索～

- ①イベント名称、開催地などでイベントを探す
- ②主催者に直接、応募する



市町村での使い方～ボランティアの検索～

- ①住んでいる場所、話せる言語、普段の活動などのボランティア情報をもとに候補者を探す
- ②市町村が候補者に連絡する(メール、ファックス、電話など、登録された連絡先に連絡する)
- ③条件が合う人に、ボランティアとして活動を依頼する

※一般利用者がボランティアに登録している人の個人情報を見ることはできません。

上尾市 原動機付自転車

オリジナルナンバープレート

「デザイン募集」



市民税課 ☎775-5130・㈹775-9846

市の魅力を市内外にPRし、「みんなが輝く街、上尾」のまちづくりを推進するため、原動機付自転車のオリジナルナンバープレートのデザインを募集します。

※詳しくは、募集要項または市ホームページをご覧ください。

募集期間

7月2日(月)～8月24日(金)(必着)

申込方法 応募用紙(市民税課、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)を直接か郵送またはメールで市民税課(〒362-8501本町3-1-1、㈹s202000@city.ageo.lg.jp)へ ※メールの場合、件名に「オリジナルナンバープレートデザイン」と明記してください。 ※応募は1人1作品までです。

選考方法

オリジナルナンバープレート選考委員会で選考し、決定

発表

10月6日(土)に行う市制施行60周年記念式典で発表し、後日、『広報あげお』、市ホームページに掲載

謝礼

3万円相当の賞品を進呈

デザイン 上尾らしさをPRする絵柄をデザインした物または「アッピー」を使用し、上尾らしさをデザインした物



その他

- ①他者の著作権や登録商標など、第三者の権利を侵害しないでください。
- ②応募作品に関する一切の権利は市に帰属し、応募作品は返却しません。
- ③採用作品を使用するにあたり、若干の変更や修正を加えることがあります。
- ④応募作品にふさわしいものが無い場合は、市で作成します。

■選考委員募集

オリジナルナンバープレートのデザインを選考する委員を募集します。

定員 3人以内(応募者多数の場合は抽選)

応募資格 市内に在住・在勤の18歳以上の人

応募締切 7月31日(火)(必着)

申込方法 応募用紙(市民税課、各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)を直接か郵送またはメールで市民税課(〒362-8501本町3-1-1、㈹s202000@city.ageo.lg.jp)へ ※メールの場合、件名に「オリジナルナンバープレート選考委員」と明記してください。

※謝礼はありません。

※オリジナルナンバープレート選考委員会は9月上旬に開催を予定しています。

時
とき

所
ところ

内
内容

対
対象

費用・金額
問
問い合わせ

※記載のないものは「無料」

定
定員

持
持ち物

申
申し込み
※記載のないものは「当日、直接会場へ」

私立幼稚園就園奨励費 補助金の申請

保育課 ☎ 775-5044
㈹ 774-5342

対上尾市に住民登録があり、私立幼稚園に通園している次の①か②の幼児がいる世帯①3～5歳児／平成24年4月2日～27年4月1日生まれの幼児②満3歳児／平成27年4月2日～28年4月1日生まれで満3歳に達した後、幼稚園に入園した幼児※世帯の所得状況と子どもの人数により、補助金額と補助金の交付可否を決定します。申請書は、各幼稚園で配布しています。まだ届かない世帯は、保育課へ連絡してください。

児童扶養手当の申請・ ひとり親家庭等医療費の助成

子ども支援課 ☎ 775-6819
㈹ 774-5342

支給額(月額)

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,500円	10,030～42,490円
2人	10,040円	5,020～10,030円
3人以上	6,020円	3,010～6,010円

※4月から支給額が変更になりました。

ている父または母もしくは養育者（所得制限など一定の要件あり）①父が離婚した②父または母が死亡し③父または母が重度の障害の状態にある④父または母に1年以上遺棄されている⑤父または母が裁判所からDVR保護命令を受けた⑥父または母が法令により1年以上拘禁されている⑦母が婚姻によらず出産した

【支給額】左表のとおり

■児童扶養手当
父または母と生計を別にしている児童を育成している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。対おおむね次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳の誕生日の属する年度末までの児童（一定の障害がある児童の場合20歳未満）を監督・保護・養育し

■ひとり親家庭等医療費
医療保険制度の自己負担額と入院時食事療養標準負担額の2分の1※児童扶養手当とひとり親家庭等医療費助成の申請に必要な書類は、申請者の状況によって異なります。事前に子ども支援課に問い合わせてください。

特別児童扶養手当の申請

障害福祉課 ☎ 775-5123
㈹ 776-8872

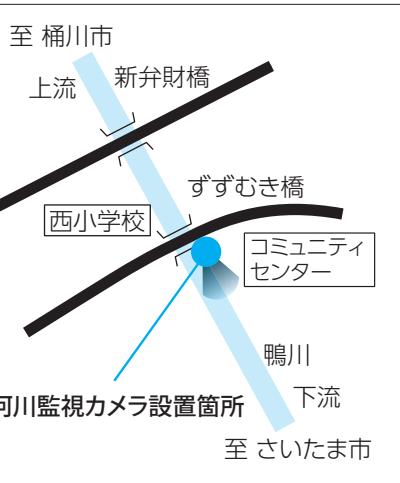
または母、もしくは養育者と児童（ひとり親の要件は前記児童扶養手当欄を参照。所得制限や年齢要件などあら）【助成額】入院・外来などの各

一定の障害がある子どもを育てる人に支給する手当です。対お

鴨川のリアルタイム画像を インターネットで配信

河川監視カメラ専用サイト <http://www.ago-river.jp>

河川課 ☎ 775-9381・㈹ 775-9906



市では、芝川鎌倉橋に続き、鴨川すずむき橋（柏座四丁目）に河川監視カメラを設置し、リアルタイムで画像（静止画）をインターネットで配信しています。台風や集中豪雨で水位の上昇した河川を見に行くのは大変危険です。気象情報と併せて、ぜひ活用してください。



①②と同程度である
〔支給月額〕重
度／5万1,700円、中度／3万4,430円※申請は平日だけ受け付けます。詳しくは、障害福祉課へ問い合わせてください。

度／5万1,700円、中度／3万4,430円※申請は平日だけ受け付けます。詳しくは、障害福祉課へ問い合わせてください。

市制施行・体育協会創立60周年記念

(雨天決行)
11月18日(日)開催

参加者
募 集

2018上尾シティマラソン

会場・コース

上尾運動公園陸上競技場を起・終点とする市内折り返しコース

参 加 資 格

健康な人(小・中学生は保護者が認めた人)、制限時間内に完走できる人

申込(払込)期間

7月2日(月)～8月31日(金)

※各距離別に定員になり次第、締め切ります。参加料を払い込んだ時点で申し込み完了となります。

申しこみ方法

スポーツエントリーから以下の方法で申し込み

- インターネット・携帯サイト(<http://www.sportsentry.ne.jp/>)
- ファミリーマートの端末(Famiポート)
- 電話 [0570-550-846](tel:0570-550-846)、(月)～(金)10～17時30分(祝を除く)

※詳しくは、開催要項(市内公共施設内などで配布)や上尾シティマラソンホームページ(<http://ageocity-marathon.com/>)をご覧ください。11月上旬に参加通知書を郵送します。

開会式 8:45

ハーフ

スタート時間 9:00

【制限時間】2時間30分(閑門制限時間は15^{km}地点／1時間55分)

■大学生男子の部(学連登録者)、日本陸連登録者(男女)、一般男女(高校生以上、年代別) ■ハーフに参加する日本陸上競技連盟登録者は、記録が公認されます。 定5,500人

5^{km}

スタート時間 9:15

■一般男女(高校生以上、年代別)、中学生男子 定1,500人

3^{km}

スタート時間 男子／11:40
女子／11:45

■中学生女子、小学5・6年生
定1,200人

【参加費】

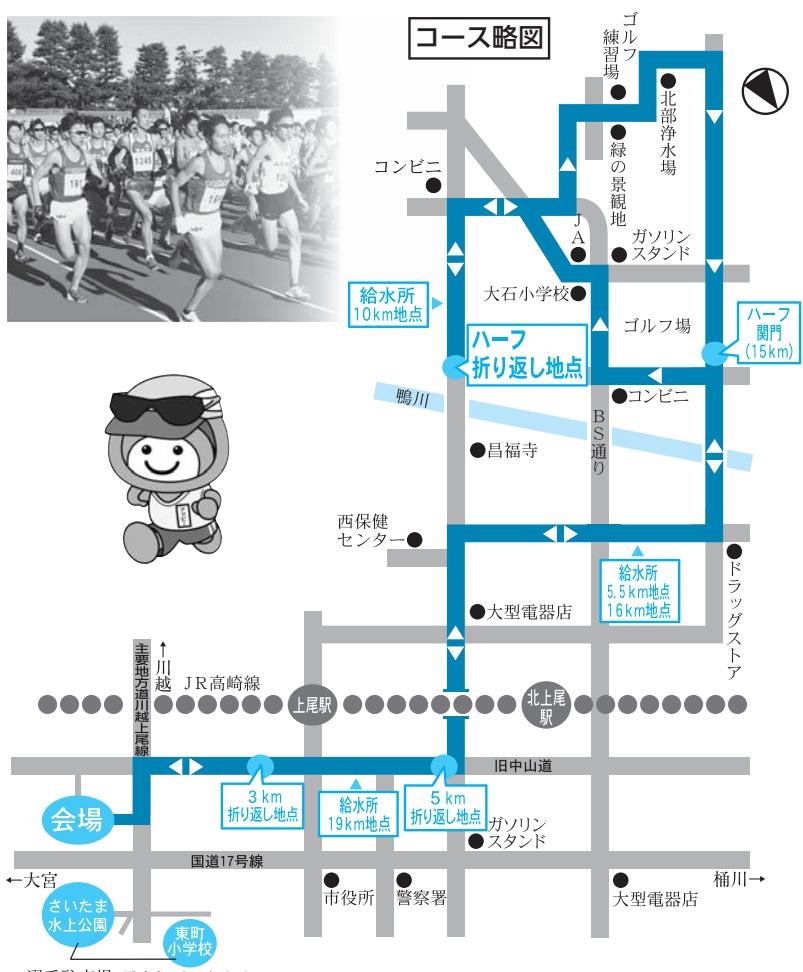
ハーフ 一般・大学生・高校生／4,000円
5^{km} 一般・大学生・高校生／3,800円、中学生男子／1,000円

3^{km} 中学生女子／1,000円、小学5・6年生／500円
※申し込み受け付け後は返金できません。

※前日のサブイベントとして、小学1～4年生を対象とした、「ちびっこタイムトライアル」を開催します。詳しくは、大会事務局に問い合わせてください。



コース略図



選手駐車場 (駐車券のある人だけ)

※選手駐車場は事前申し込みが必要です(先着500台、1台800円)。

申し込み方法について／

問い合わせ先 上尾シティマラソンエントリーセンター [778-5880](tel:778-5880)・[778-5889](tel:778-5889) (月)～(金)(8月13日(月)～15日(水)・祝を除く)10～17時
大会内容について／大会事務局(スポーツ振興課内) [781-8112](tel:781-8112)・[776-2250](tel:776-2250) (月)～(金)(祝を除く)9時～17時

時とき

所ところ

内内容

対対象

費用・金額 ※記載のないものは「無料」

定定員

持持ち物

申込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」

問い合わせ